八四八一・三〇	逆止弁	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八一・四〇	安全弁及び逃がし弁	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八一・八〇	その他の物品	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四・八二			
八四八二・一〇	玉軸受及びころ軸受		
八四八二・一〇	玉軸受	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八二・二〇	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八二・三〇	球面ころ軸受	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八二・四〇	針状ころ軸受	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八二・五〇	その他の円筒ころ軸受	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八二・八〇	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四・八三			
	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）		
八四八三・一〇	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八三・二〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八三・三〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八三・四〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	

八四八三・五〇	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八三・六〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四・八四			
	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	
八四・八六			
	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第八四類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品		
八四八六・一〇	半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八六・二〇	半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八六・三〇	フラットパネルディスプレイ製造用の機器	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四八六・四〇	第八四類の注9(C)の機器	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
第八五類			
	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品		
八五・〇二	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター		
	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）（その他の原動機とセットにしたものに限る。）		
八五〇二・三一	風力式のもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五〇二・四〇	ロータリーコンバーター	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八五・〇四	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター		
八五〇四・一〇	放電管用安定器	は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	